

# 〇〇〇〇〇 会 則

## 第1条 名 称

本会は、〇〇〇〇〇 と称する。

## 第2条 事務局所在地

本会の事務所は、長岡市〇〇〇とする。

## 第3条 目 的

本会は、〇〇〇することを目的とする

## 第4条 事 業

事業は下記について実施する。

1 〇〇〇〇〇

2 〇〇〇〇〇

3 〇〇〇〇〇

## 第5条 運 営

長岡市内で活動する〇〇〇が所属でき、必要に応じて、会員が集まり会の運営を行う。

会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。

会の運営は、会員の自主運営によるものとする。

## 第6条 会員資格及び会費について

- 1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている団体や個人とする。
- 2 入会金及び会費は、〇〇〇とし、事業経費が必要な場合は、会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。

## 第7条 入 会

入会を希望するものは、趣旨に賛同し、必要事項を登録したものを会員とする。

## 第8条 退 会

退会を希望する会員は、会長に届出をする。なお、団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求及び清算は行わないものとする。

## 第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

## 第10条 役員構成

会 長 1名

副会長 1名以上〇名以内

会 計 1名以上（副会長が兼任できる）

監 事 1名以上

## 第11条 役員選任

役員（会長、副会長）は会員の互選で選任する。

## 第12条 役員職務及び任期

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 任期は2年とし再任を妨げない。

#### 第13条 会の構成及び議決について

- 1 本会の会議は総会、役員会及び定例会とし、総会は年1回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告をする。
- 2 議決権は一人1票とし、1/2以上の賛成をもって議決するものとする。

#### 第14条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第15条 会則の変更

会則の変更は役員会で決定する。

#### 第16条 その他

会則で定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

(附則)

本会則は令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(設立年月日)

令和〇〇年〇〇月〇〇日